

## 令和6年度第1回大田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨

### 1. 開催日時

令和6年7月8日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

### 2. 会場

蒲田地域庁舎 大会議室

### 3. 出席者

（委員） 奈良委員（会長）、富田委員（副会長）、高峰委員、志田委員、井上委員、常安委員、中原委員、高橋委員、早山委員（欠席）、佐藤委員

（区） 張間福祉部長、政木福祉支援担当部長、黄木福祉管理課長、長谷川福祉支援調整担当課長、金子元気高齢者担当課長、森田介護保険課長、松田介護サービス推進担当課長、上田大森地域福祉課長、木田調布地域福祉課長、根本蒲田地域福祉課長、若林糺谷・羽田地域福祉課長、喜多高齢福祉課長、事務局

（傍聴者） 0名

喜多課長 ・事務局を担当します。よろしくお願いいたします。  
・初めに奈良会長よりご挨拶いただきたいと思います。

奈良会長 ・先日、介護サービスに従事している知人と会った際、ご利用者のお葬式のお話を聞きました。遺影の横には生前、故人が介護サービスで楽しんで活動している写真や作品がお花のように飾られており、とても良いお葬式だったとのことでした。  
・住み慣れた地域で自分らしく生きるという地域包括ケアシステムの理念が最後のお葬式で発揮出来るというのは、素晴らしいことだと思います。  
・地域包括ケアシステムが充実することを願っており、頑張っていきたいと思えます。  
・本日はよろしくお願いいたします。

喜多課長 ・続いて福祉部長よりご挨拶いただきます。

張間部長 ・とても暑い中、また駅から少し離れた場所までお越しいたごき、御礼申し上げます。  
・これからは超高齢社会や介護サービスが必要になってくると言われておりますが、高齢者が元気でいつまでも暮らし続ける、そして長寿社会はとても嬉しいことで、先ほど奈良会長のご挨拶でご紹介されたような、最後まで元気で周りとなつながついて、生きがいを感じながら生きて、最後に天に召されると

いうことは、とても羨ましい人生だと思いました。

- ・本日お集りの皆様方が、大田区内の介護サービスを支えてくださり、また日頃からの見守り活動をしてくださっている委員の皆様と行政が一緒になって、高齢者の方々にフレイル予防や介護サービスの提供をしていくよう、区も頑張っていきたいです。

その入り口となるのが、地域包括支援センターです。

- ・本日はご審議いただいたり、報告させていただくこともございますので、皆様のご意見をいただき、地域包括支援センターがより良い事業ができるよう取り組んでいきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

喜多課長 以降の議事進行については奈良会長にお願いします。

奈良会長 それでは、これより、次第2の議事に入ります。

最初に、(1) 審議事項アの「令和6年度地域包括支援センターの事業評価の実施について」、事務局から説明願います。

喜多課長 「資料1-1」をご覧ください。

「令和6年度地域包括支援センター事業評価の実施について」という資料でございます。「1 経過」です。これまでの経緯から簡単にご説明いたします。

平成27年4月の介護保険法改正で、地域包括支援センターの機能強化を目的として、事業評価を行うことが努力義務となり、大田区では、平成27年度から区独自の評価指標を用いて地域包括支援センター事業評価を実施してまいりました。

さらに、平成30年4月の介護保険法の改正により、地域包括支援センターの事業評価が義務規定となり、併せて、国としての評価指標が示されました。そのような背景の中で、大田区は、令和2年度までは、国の評価指標約55項目と区独自の評価指標98項目を活用した事業評価を実施してきましたが、令和3年度・4年度は、国が示す評価項目約55項目を基準としつつ、改めて整理をした区の独自指標約14項目程度を加えて話し合い形式で実施いたしました。また、令和4年度については、第三者の視点を取り入れる目的で、利用者、民生委員児童委員、介護支援専門員へのアンケートも実施いたしました。

先ほど、令和3年度・4年度は話し合い形式で実施してきたと申し上げましたが、令和5年度は、国の評価指標の確認項目と区の確認項目を用いて、書面での評価を実施いたしました。

それら過去の評価実績から、書面による評価手法を採用することは、話し合いの評価と比較しまして、現時点で特に大きな支障がないものとの判断から、令和6年度も引き続き、国の評価指標の確認項目と区の確認項目を用いて、書面での評価を実施いたします。

「資料1-1裏面」をご覧ください。  
事業評価のイメージですが、国の評価指標の確認項目と区の確認項目について各包括が自己分析をし、その分析に対して区が評価していきます。

確認項目については、項番の3にありますとおり、

- ①国の評価指標の確認項目
  - ②令和5年度の評価結果内の「区コメント」に対する取組状況
  - ③各包括が力を入れている取り組み・強みや課題等
  - ④人材確保や人材育成の取組
- 以上の4項目といたします。

①の国の評価指標の確認項目につきましては、資料1-2（別紙）をご覧ください。国の評価指標55項目のうち、職員の確保や育成、包括の周知を重点項目ととらえ、以下の7項目にしばって自己分析を依頼します。

また、この7項目以外の48項目のうち「いいえ」と回答した項目についても自己分析を依頼します。  
これらを用いて書面での評価を実施いたします。

事業評価の説明は、以上です。

奈良会長 ・ 質問等ありますか。

中原委員 ・ 地域の中核をなしている地域包括支援センターの評価をきっちりやっていた方が良くはないかと思えます。例えば、確認項目の区の項目に「地域づくりをどうしていくか」「身寄りのない高齢者をどうするのか」「民生委員児童委員や介護支援専門員との意見交換」等を追加するのはどうですか。

また、国の確認項目7つの内、7つ目の生活支援コーディネーターや協議体と連携した取り組みについての生活支援コーディネーターと協議体は何を指しているのか定義づけをした方が良くと思います。

- 喜多課長 ・ 1点目のご質問については、一昨年、民生委員児童委員等にアンケートを実施しており、一定程度期間を空けてから実施できればと考えております。  
2点目のご質問については、協議体は地域ケア会議や重層的支援会議を指しております。地域包括支援センターに提示する際には何を指しているのかを示し、自己分析を依頼いたします。
- 中原委員 ・ 令和5年度は書面形式で、令和3・4年度は話し合い形式で実施しており、話し合い形式を考えてほしいです。  
・ 確認項目の②③④に包括が力を入れている取組や強みや課題等もありますが、これは包括が決めるものになるので、区として力を入れてほしいこと等の追加を検討してほしいです。  
・ 見守りささえあいコーディネーターと生活支援コーディネーターの違いはありますか。
- 黄木課長 ・ 様々な位置づけのコーディネーターがあるかと思いますが、地域包括支援センターにおける生活支援コーディネーターは、見守りささえあいコーディネーターと認識していただければと思います。
- 中原委員 ・ 地域福祉コーディネーターもいるため、しっかり使っていただきたいと思えます。
- 奈良会長 ・ 今までのイメージからいうと、6月頃調査の大枠が決まっています、事業評価をスタートしていますが、今年は今こういう議論で間に合いますか。
- 喜多課長 ・ これから進めてまいります。
- 奈良会長 ・ 第2回運営協議会時には進行している状況だと思います。包括の事業評価は非常に大切に運営協議会の中でも7～8年前からこのことを審議し、様々なリソースを使ってやっており、良い結果が出てきていると期待しているところがあります。良い伝統が大田区の中で根付いているものだと思います。書面評価は簡略化という意味合いではなく、書面でやったことをベースにしながら必要に応じて聴き取りを行う等して進めていければよいのではないかと思います。皆様いかがでしょうか。
- 中原委員 ・ 今質問した項目等を考えていただいて、後程運営協議会の委員にお知らせいただければと思います。

- 張間部長
- ・ 中原委員、様々なご意見ありがとうございます。  
以前、全民生委員児童委員から意見を集約した年もありました。例えば、ご意見をいただける民生委員児童委員から頂戴したり、18 地区の会長会があるので、会長から地区の意見を集約していただくなど、大田区民生委員児童委員協議会会長の常安会長と相談しながら民生委員児童委員の対応について考えさせていただければと思います。
  - ・ 大田区は介護支援専門員の連絡会を実施しており、意見交換等を考えていきたいと思います。
  - ・ 生活支援コーディネーターの定義をして各包括に提示すべきというところはしっかりしていきたいと思います。
  - ・ 地域包括支援センターの機能・役割の中には地域づくりや権利擁護があります。大田区では老いじたく推進事業を行っており、希望者には今月末から老いじたくの情報の登録制度を開始予定です。
  - ・ 包括の好事例の取組や強み等を他の包括にも共有していき、広めていければよいと思いましたので、事務局の方で整理させていただければと思います。

- 奈良会長
- ・ 変更項目等は追って報告いただけるということで、本件は承認とすることよろしいですか。
  - ・ 本件については承認されました。
  - ・ 次に、審議事項のイ「第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務（一部）の再委託の承認について」事務局より説明願います。

喜多課長 「資料2-1」をご覧ください。

「第1号介護予防支援事業」は、事業対象者に対して、介護予防及び、訪問・通所・生活支援等の日常生活支援総合事業の適切なサービスが提供されるよう、必要なケアマネジメントを行う事業となります。

また、「指定介護予防支援業務」は、要支援者が介護サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス事業者等の関係機関の連絡調整などを行う業務です。

双方とも、業務の一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者に委託できるとされていますが（介護保険法第115条の23）、委託に当たっては中立性及び公正性の確保を図るため、運営協議会の議を経なければならないとされています。

大田区では、大田区地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、資料 2-1 の中盤に記載のとおり、「第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務再委託基準」を定めております。

地域包括支援センターから民間の居宅介護支援事業所への再委託につきましては、資料 2-2、2-3 のとおり、業務体制に応じて適切に委託されております。令和 6 年度につきましても、再委託基準に基づき地域包括支援センター業務の一部を再委託するということでご承認をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

資料 2 についての説明は、以上です。

- 奈良会長
- ・ 本件について、質問等ありますか。
  - ・ 事務局の方で精査されたものがリストとして挙げられています。
  - ・ 本件については承認されました。
  - ・ 以上で審議事項は終了します。
  - ・ 続いて、報告事項のア「地域ケア会議（個別レベル・日常生活圏域レベル）の実施状況について」は、糀谷・羽田地域福祉課長より説明願います。

若林課長 資料 3 をご覧ください。

地域ケア会議の個別レベルと日常生活圏域レベル会議の実施状況について報告いたします。

地域ケア会議は、高齢者個人の課題を解決する個別レベル会議から始まり、地域の課題、大田区全体の課題という階層ごとに会議を実施して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組んでいます。

地域包括支援センターでは、このうちの高齢者の個別の課題解決を目指す個別レベル会議と、地域の課題解決を目指す日常生活圏域レベル会議を開催しています。

なお、日常生活圏域は、大田区には 18 の特別出張所があり、地域包括支援センターと連携して地域づくりに取り組んでいることから、18 の区域を日常生活圏域と設定しています。

最初に項番 1 個別レベル地域ケア会議の状況です。

(1) 開催回数及び件数については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた推移をお示しするため、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間を記載しています。コロナ禍で、令和元年度の年度末である令和 2 年 2 月ごろから会議

を中止する等の影響があり、令和2年度は開催回数及び開催件数いずれも前年度の6割程度に減少しました。その後、感染症対策の会議手法が定着し、令和3年度から令和5年度にかけて回数及び件数が増えてきているところです。

令和5年度を地域別に見ると、大森地域福祉課管内の地域包括支援センターが開催した回数が45回で、検討ケース数が64件、調布地域福祉課管内が7回で7件、蒲田地域福祉課管内が40回で41件、糀谷・羽田地域福祉課管内が14回で14件、合計は106回で126件でした。

会議の開催回数と検討ケースの件数が異なるのは、1回の会議で複数の高齢者のケースについて検討を行ったり、また反対に、一人のケースを数回にわたって検討したりする場合があるためです。

続いて、(2) 令和5年度検討ケース内訳についてです。

「ア 重複課題等の支援困難ケース」が47件でした。

「イ 介護支援専門員の資質向上を目指して取り上げたケース」は、5件でした。

「ウ 自立支援計画作成ケース」は、74件でした。

「エ その他」は、0件でした。

令和4年度と比較して、「ウ 自立支援計画作成ケース」が69件から74件へと増加しております。

「ア」「イ」「エ」については、ほぼ昨年と同数となっています。

続いて、「2 日常生活圏域レベル地域ケア会議」です。

日常生活圏域レベル地域ケア会議も、5年間の推移を記載しています。

「日常生活圏域」は、平成29年度までは「大森、調布、蒲田、糀谷・羽田」の4圏域でしたが、平成30年度から現在の18地域となりました。

令和2年度はコロナ禍のため、開催回数及び開催件数はいずれも前年度の4割程度に減少しました。その後は感染症対策の会議手法の定着とともに、令和3年度には、コロナ禍前に回復し、その後は開催件数が増えています。

検討テーマについて、(2)に、各日常生活圏域で検討したものから一部の地区のものを取り上げて記載しています。各地区のテーマを見渡すと、高齢者の見守りや、防災や非常時の取組などを地域でどのように行っていくかという課題を取り上げた地域包括支援センターが多くありました。

引き続き、地域特性等を踏まえた課題に対して、自治会・町会、民生委員児童委員、地域の医療・介護事業者等の皆様と連携協力し、解決に向けて検討して

まいります。

資料3についての説明は以上です。

奈良会長 ・日常生活圏域レベルの地域ケア会議がだんだん増えてきている気がしますが、何か背景等がありますか。

若林課長 ・個別レベル地域ケア会議後、参加者を拡大した上で日常生活圏域レベル地域ケア会議を実施し、地域課題を共有する流れとなっているため、そういった意味で個別レベル地域ケア会議の増加とともに日常生活圏域レベル地域ケア会議も増加している状況であると考えています。

奈良会長 ・地域ケア会議の場で話し合う必要がある課題が増えているということですか。それとも課題は元々たくさんあったが、それらが表面化して取り上げなければならなくなったのですか。

若林課長 ・両方だと思います。  
件数の増加とともに日常生活圏域レベル地域ケア会議にかけるものも増え、今まで見えなかったものがコロナの終焉とともに世帯の問題が表面化してきたと考えています。それに伴って、個別レベルや日常生活圏域レベル会議が増えていると考えています。

奈良会長 ・他に質問はありますか。

中原委員 ・個別レベル地域ケア会議を見ると、大森と調布で回数の差があります。説明では、1回のケースの中で何件か取り扱っているとのことでしたが、調布の7回、7件というのは、大森の45回、64件と比べて差がありますが、要因等がありますか。  
・また、地域ケア会議と重層的支援会議のレベル感の違いはありますか。

木田課長 ・調布地区は地域ケア会議としてではなく、支援会議で解決を図っていく傾向があり、地域ケア会議としての開催には至りませんでした。支援会議を開催し、解決に取り組んでいます。調布地区に課題が少なかったというわけではなく、会議体の使い分けをしています。地域ケア会議として開催しなければいけない場合は開催する必要があると思いますので、今後状況については包括と話し合いをしていきたいと思っています。

若林課長 ・地域ケア会議につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指した高齢者施策推進プランの基本理念を実現するための会議体です。様々な課題等がある高齢者世帯がありますが、主に高齢者に着目して、高齢者に係る課題について、地域の方に共有し、解決を図ることを目的としています。一方、重層的支援会議につきましては、高齢者の方や精神、知的等の障害を持った兄弟や子ども、生活困窮を抱えている等、様々な世帯の方の複合的な課題について、多機関で情報を共有し、今後の方針を検討していくものとなっています。

中原委員 ・地域ケア会議と重層的支援会議の違いについてですが、色々な捉え方があると思いますが、地域ケア会議でも世帯や家族をとらえるべきものではないかと思えます。

・地域で生きるためには、家族に問題がある場合もあり、その問題を解決しない限りは一人の高齢者の問題を解決できない場合もあるため、そのような事例を地域ケア会議でも取り扱っている場合もあるかと思えますが、世帯を含めた会議にすべきだと思います。

・地域ケア会議で取り扱うことが難しい事案をアドバイザーのいる重層的支援会議で取り扱う等、差別化を今後考えていく必要があると思えます。

・先ほどの調布のお話ですが、開催回数のカウントの仕方を統一する必要があるかと思えますので、ご検討していただければと思います。

奈良会長 ・他に質問ありますか。

・続いて、報告事項のイ「地域包括支援センター事業報告・事業計画について」事務局より説明願います。

喜多課長 各地域包括支援センターの令和5年度事業報告、及び令和6年度の事業計画についてご説明いたします。

まず、「資料4-1」をご覧ください。こちらは、各地域包括支援センターの昨年度の事業報告でございます。

「1 事業目標」「2 事業実施計画」と大きく二つのパートに分かれております。

「1 事業目標」については、包括として掲げた事業目標に対して、令和4年度、令和5年度の2か年で取り組む「機能アップ2か年計画」の最終年度の振り返り等が記載されています。

「2 事業実施計画」は、センター名「大森」の場合ですと10頁目の下段になりますが、委託している業務ごとに、年度当初に立てた個別目標が記載されています。

それぞれの目標に対して、実施内容を記載したのがこの事業報告書です。

主な取組を紹介しますと、

2 事業実施計画の「(1) 総合相談支援業務」では、高齢者への総合相談の他、ここでは虐待防止、権利擁護を含み早期発見、早期対応を目指し、積極的に各種研修へ参加するなどスキルアップに努めながら、課題解決のために様々な機関との支援体制の構築に取り組んできた様子が伺えます。

「(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」(P12) では、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に向けての研修開催や、地域における連携体制づくりにも取り組んでいます。

「(3) 介護予防ケアマネジメント業務」は、高齢者一人ひとりの自立に向けた支援ができるよう関係者と連携、情報共有しながら進めています。各包括、フレイル予防の普及啓発に取り組んでいます。

「(4) 見守り支え合いネットワーク推進業務」(P14) では、地域団体等と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で見守り支え合うネットワークを、地域包括支援センターが核として取り組んでいます。見守りキーホルダーの登録・普及啓発も該当します。

「(5) 地域包括ケアシステムのさらなる推進・地域共生社会の実現に向けた取組」(P15) では、個別ケースの検討を始点として、地域の共通課題を発見し、解決に向けた検討を行う地域ケア会議を実施しています。

「(6) 認知症施策推進に係る業務」(P17) では、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の理解促進を進め、認知症の方とその家族が安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、取り組んでいます。

最後に「(7)」として「大田区が実施する業務への協力等」(P18) の実績が挙げられています。

続きまして、令和6年度の事業計画についてでございます。「資料4-2」をご覧ください。事業計画書は、包括が中・長期的な視点を持ち、事業運営に生かすことができるように、令和6年度、7年度、8年度で進める「機能アップ3か年計画」に連動する内容となっております。

なお、機能アップ3か年計画は、おおた高齢者施策推進プランに紐づけて、各包括が立てた計画となっております。

事業計画書の「1 事業目標」には、各地域包括支援センターとして今年度の大きな目標を定めた上で、「機能アップ3か年計画」の「目指す姿」「重点項目」をかかげています。

「2 事業実施計画」では、業務ごとの個別目標、実施計画を挙げています。★黒の星印【重-1】【重-2】などの表記があるのは、「機能アップ3か年計画」の実現に向けての、どの重点項目に紐づいているかを示しています。

こうして、今年度の事業計画に基づき事業を進めていながら、各地域包括支援センターの機能アップ3か年計画の目指す姿へ着実に近づいて行けるよう、取り組んでいくこととなります。

資料4についての説明は以上です。

各地域の取り組み状況等については、各地域福祉課長から説明をお願いします。

上田課長 大森地区は7包括あり、事業報告は1ページから68ページまでとなっております。1ページの包括大森です。包括大森の事業目標は、地域共生社会を見据え、だれもがだれかとつながることで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組むとなっております。達成度評価はAとの報告を受けています。実施計画の地域住民のフレイル予防、介護予防、健康の維持・増進につきましては、フレイル予防を知っていただくきっかけ作りができ、今後はフレイル予防の取組を通じて、地域の皆様の意識を高めることで、予防の視点の大切さを地域に広げていきたいとの報告がありました。

続きまして20ページの包括平和島です。包括平和島は民生委員児童委員協議会やどんぐりの会、包括大森と連携したフレイル予防の取組を実施しています。また、大森東中学校等の地域の小中学校で人権教育として認知症サポーター養成講座を開催しています。従来のオレンジカフェに加えて、各月で図書館と協働で、デニーズ大森中でオレンジカフェを立ち上げる等認知症の理解の普及に努めています。

地域包括ケアシステムの関係では、大田区総合体育館において、大森地区7包括と包括蒲田、大森東、民生委員児童委員、自治会・町会、シニアクラブと連携して認知症サポーター養成講座等を行っています。高齢者の見守り声掛け訓練を

開催し、広域的な連携を行い、認知症の周知・啓発を行っています。

続きまして 31 ページの包括入新井です。

包括入新井は新井宿第一児童公園等で公園体操を行っています。近隣の保育園の企画、園児、高齢者と交流ができる機会を創出することができています。

また、包括入新井でもオレンジカフェや見守りキーホルダー登録会を開催しています。

続きまして 36 ページの包括馬込です。

介護支援専門員との連絡会「ケアマネカフェ馬込」を年 4 回開催し、84 名の方に参加いただきました。12 月には独居高齢者の支援の在り方をテーマに事例検討を行っています。また、包括内で「すきまでおさらい～マニュアル整備編」研修を実施し、区の施策の正しい理解を深めるとともに職員が手順を理解し、実務に当たれるよう取り組んでいるところです。

地域住民のコミュニティーづくりとして、包括南馬込や地域福祉コーディネーターとともに、毎週火曜日 15 時に移動スーパーを手配し、住宅街で広報に制限がある中、意見交換会を重ね、買い物の継続とコミュニティー化に向けた取組をしています。

続きまして 44 ページの包括南馬込についてです。

民生委員児童委員協議会に参加し、見守りキーホルダーとフレイル予防を中心とした地域情報の提供に努めています。また、大田区避難行動要支援者名簿による町会マップ作りにも参加しています。馬込区民センターと連携し、みんなでポッチャを立ち上げ、馬込区民センターやシニアステーション南馬込で、年 2 回開催し、高齢期に差し掛かった障害をお持ちの方のシニアステーションの利用に繋がったとの報告を受けています。

続きまして 51 ページの包括徳持についてです。

施設入所者の権利擁護、経済的困窮、災害による居住困難への他機関連携での支援ケースがあり、地域福祉課、生活福祉課、大田区社会福祉協議会、SAPOTA、JOBOTA 等と協力しながら支援を行ったとの報告を受けています。

続きまして 62 ページの包括新井宿です。

医療連携をテーマに「けあまねの森・新井宿」を行っています。

また、「新井宿歩いてビンゴ」等地域の通いの場への参加を促すイベントも行っていきます。

認知症サポート医や大森地区在宅医療連携窓口の担当者と連携する等、特徴あ

る取り組みを実施しています。

木田課長 調布地区は6包括あり、事業報告は69ページから111ページまでとなっています。

調布地区の特徴としては、地域ケアの会を平成26年度から実行委員会形式で開催しており、テーマを設定し、医師、看護師、薬剤師、訪問看護ステーションの職員、介護支援専門員、包括職員、区職員等様々な立場の方が参加し、連携強化を図っています。

地域ケアの会は、毎回60名を超える方にご参加いただいています。テーマについては、「最後まで願いをかなえるチーム支援」「救急対応時の訪問」など、様々なテーマで、様々な方がグループワーク等を行っています。

調布地区は田園調布医師会にバックアップしていただき、毎回たくさんの医師の方に参加していただき、医療従事者の参加が充実しているのが特徴となっています。

昨今では8050問題やヤングケアラー等、一つの世帯に課題が複数あったり、複雑に絡み合っているため、地域包括支援センターでは高齢者のサービスだけではなく、様々な知識がなければ、対応するのが難しくなっています。

事業報告書を見ると、各地域包括支援センターが連携に力を入れてきていると感じています。

コロナ禍が過ぎ、地域が活発に動き出してきており、それに伴い、地域包括支援センターが外への活動を広げています。また、課題解決のため積極的に連携の輪を広げ、イベント等にも出席をしています。

地域包括支援センター千束ですが、今年1月に移転しています。千束特別出張所やシニアステーションが併設されたため、連携がしやすくなっております。

令和6年度の事業計画書についてです。

これまで包括が力を入れていたフレイル予防や認知症になっても地域の中で生活できるような支援に加え、包括の課題が困難・複雑になってきており、その中で重層的支援会議につなげたり、人材育成のための研修にも力を入れていくことが読み取れます。

根本課長 蒲田地区には6つの包括があり、事業報告書については112ページから172ページまでとなっています。

包括六郷や西六郷につきましては、関係機関との連携ということで、介護支援専門員との連絡会を継続して実施しています。

包括西蒲田につきましては、立地の関係もあり、子ども食堂や障がい者の就労施設と連携し、多世代交流の機会の創出に力を入れています。

包括西蒲田と新蒲田につきましては、東京工科大学の先生や学生に地域活動に参加していただく等、地域特性を活かした取り組みを行っています。

各包括6包括においては、シニア男性向けの料理教室、健康教室を行い、シニア男性の居場所づくりに努めています。

包括蒲田東につきましては、令和5年4月から運営法人が変更しています。令和5年度につきましては、包括蒲田や関係機関と連携し、概ね計画通りに進んでいます。

続きまして、令和6年度の事業計画書についてです。

39ページから60ページが蒲田地域の6包括です。

いずれの包括においても事業報告書で触れた特徴的な取組を拡充していくことを計画しています。

また、関係機関との連携強化についても取り上げられています。

包括西蒲田、新蒲田につきましては、JR蒲田駅や商店街がある地域で、認知症等で帰宅が難しくなった方への対応訓練を今年度も継続してやっていくという形になっています。

蒲田地域については以上です。

若林課長 糀谷・羽田地区管内の事業報告は173ページから201ページまでとなっています。

糀谷・羽田地区は個別支援、啓発活動等につきましては、介護事業所、医療機関、大田区社会福祉協議会、小中学校等、地域の様々な関連機関と連携して取り組んでいます。

それでは各包括の特徴的な取組を紹介します。

173ページをご覧ください。こちらは包括大森東です。

管内にある東京労災病院、京浜病院、大田病院との関係づくりによる高齢者の健康増進や中学校と連携した認知症サポーター養成講座の開催による理解促進に取り組んでいます。

また、2021年からゆいまーる通帳というご自身のフレイル予防・健康管理の取組を記入する通帳を発行しており、ポイントがたまると表彰状を贈呈するなど高齢者の健康管理の支援に取り組んでいます。参考までにゆいまーるというのは、沖縄の方言で助け合うという意味です。

続いて 182 ページです。こちらは包括糀谷です。

自治会連合会、シニアクラブ、民生委員児童委員等の地域の様々な団体の連携・協力による糀谷の元気を進める会というフレイル予防の事業の運営に携わっています。

こちらを通して、フレイル予防の推進や地域団体とのネットワークづくりに取り組んでいます。

また、居住者の多くが高齢者である東糀谷六丁目都営住宅において、消防署とともに高齢者世帯を訪問し、防火・防災診断を行うとともに見守りキーホルダー・認知症予防のご案内を行っています。

次に 187 ページの包括羽田です。

併設されているシニアステーション羽田との連携による相談支援、フレイル予防、老いじたく、スマートフォン体験会に取り組んでいます。また、これまで包括羽田が主催していた介護予防教室に参加していた地域の方々が、自主グループとして自立して活動しています。自主グループ開催によるフレイル予防講座や振込詐欺防止講座などの開催支援を包括が行っています。

また、新たな取組として、多くの高齢者が訪れる地域の薬局との関係づくりにも取り組んでいます。

各包括の事業報告に係る内容につきましては、定例的に地域福祉課と月に1回打合せを行っています。そういった中で、困難ケースとともに、イベントの進捗状況等についても情報共有し、支援をしているところです。

糀谷・羽田地区の説明は以上です。

奈良会長 ・ 質問等ありますか。

佐藤委員 ・ 事業報告書の実績の欄ですが、多くの包括は開催回数や件数等が書いていて、分かりやすいと思いますが、一部の包括は開催回数や件数が不明瞭なため、区から指導したほうが良いと思いました。

若林課長 ・ ご意見ありがとうございます。  
開催件数等、数値としてあげられるものは、数値としてあげるよう調整していきたいと考えています。

奈良会長 ・ 他に質問ありますか。

高橋委員 ・事業報告書の達成度評価を見てみると、ほとんどの包括がS、Aとなっていますが、包括入新井はB評価がついてます。このあたり区の方から指導等はしましたか。

喜多課長 ・包括入新井は、運営法人が今年度の4月から変更しております。令和5年度の事業報告書は、前運営法人による評価となりますが、職員の入れ替わり等により、当初予定していたイベントの実施ができずにB評価を付けたと考えています。現在は新法人に引き継ぎ、順調に運営できており、来年度は良い評価になると期待しています。

高橋委員 ・よくわかりました。

奈良会長 ・他に質問ありますか。  
・B評価については、原因が明確になっていれば、次回改善ができると捉えられるため、むしろ良いことではないかと思えます。もし可能であればB評価の原因等が読み取れるとわかりやすいと思いました。  
・毎年事業報告書・事業計画書を読むのを楽しみにしていますが、各包括で共有できるよう働きかけができるとよいと思えます。

喜多課長 ・当会議後、区ホームページで議事録とともに資料を公開しています。また、区と包括間の連絡手段としてクラウドシステムもあるため、そちらでも周知していきたいと思えます。

奈良会長 ・他に質問ありますか。  
・次に、報告事項のウ「第7期提言の対応状況について」事務局より説明願います。

喜多課長 令和元年度から令和3年度の第7期の提言書に対する対応状況をまとめましたのでご報告いたします。  
資料5をご覧ください。  
第7期での提言を左側に、対応状況を右側にお示ししております。  
対応状況の主だったところを抜粋してご説明いたします。

「1 地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現に向けて」の対応状況でございますが、令和5年度から新たに重層的支援体制整備事業が始まり、複合課題を抱える方の支援として重層的支援会議等を用いて、多機関連携により、チーム支援を行えるよう取り組んでいます。

「2 地域包括支援センターの機能強化・業務の効率化について」の対応状況でございますが、研修制度の充実や人材育成の取組として、大田区では、毎年新任研修や包括の機能強化に向けた研修を WEB 等を活用しながら実施しています。また、東京都の初任者研修、現任者研修をはじめとする関係機関の研修も包括に情報提供し、包括職員のレベルアップを図れるよう取り組んでいます。

「3 事業評価のあり方について」の対応状況について、高齢者の課題が複雑化・多様化する中、他機関と連携しながら課題解決に向けて取り組んでいるか等の視点を含めて、事業評価を実施しました。また、令和4年度には利用者、民生委員、介護支援専門員へのアンケートを実施し、第三者の視点を取り入れながら事業評価を実施しました。

「4 認知症施策推進への取組」の対応状況について、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を毎年開催し、地域における認知症の理解を深め、認知症の方とその家族が安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、取り組んでいます。また、アルツハイマー月間に合わせた認知症関連の図書の展示や各基本圏域でのイベントの開催、小中学校での認知症講座開催など、認知症の理解促進に努めています。

「5 災害時や感染症発生時における事業継続に向けた取組について」の対応状況について、災害等発生時に被害状況や職員の勤務可否等を把握できるよう、緊急時の連絡体制を整備し、不測の事態が起こった場合でも可能な限り業務を継続する体制づくりに努めています。

また、令和4年度に取組事例発表会を実施し、WEB を活用したフレイル予防の取組等、コロナ禍における好事例を全センターに共有しました。

資料5についての説明は、以上です。

- 奈良会長
- ・何か質問はありますか。
  - ・後程の議題にもなっておりますが、第8期の提言のまとめの参考になればということで上げられています。
  - ・次に、報告事項のエ「介護予防支援指定対象の拡大について」事務局より説明願います。

喜多課長 資料6をご覧ください。

令和6年度から介護保険法改正に伴い、介護予防支援の指定対象が拡大し、表のとおり、実施主体が変更となっています。地域包括支援センターに加え、指定を受けた居宅介護支援事業者が利用者との直接契約により、介護予防支援を実施することができます。

大田区の指定状況については、令和6年7月1日付で6つの事業者を新規指定いたしました。また、10月以降の指定申請については、現在申請を受付けています。

資料6については以上です。

- 奈良会長
- ・介護予防支援の指定対象が拡大し、令和6年7月1日付で指定申請が6件にとどまっているとのことでした。
  - ・介護保険サービス連絡会から参加いただいている井上委員からお話いただけることありましたらお願いいたします。
- 井上委員
- ・私の会社でも居宅介護支援事業を実施しています。当社では指定申請をさせていただいたところですが、指定申請が6事業者に留まっている理由は、今回3年に1度の介護保険法の改正が行われ、事務的な時間を要したところが大きかったと思います。また既に介護予防支援の委託を受けており、指定申請をしなくても利用者に対する介護予防支援ができるため、急がずにやっているところはあるかと思っています。これから少しずつ指定居宅介護支援事業所が増えていくのではないかと考えています。
- 奈良会長
- ・特に心配するようなことではなく、少し様子を見てから実施していくのではないかとということでした。
  - ・何か質問ありますか。
  - ・次に、報告事項のオ「第8期提言について」事務局より説明願います。
- 喜多課長
- ・奈良会長からお話がありましたとおり、今年度は第8期の最終年度となり、提言書を作成していただきます。

提言書素案につきましては、10月頃を目途に、メールで委員の皆様にお送りしますので、事務局までご意見をいただければと思います。皆様からいただいたご意見をもとに、11月開催予定の第2回運営協議会でご審議いただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

奈良会長 ・先ほどご報告いただいた第7期提言に対する対応状況ということで、この運営協議会で建設的な提言を行い、それに対して少しずつ対応されて、より良いものができていくという流れになっています。今回の第8期も引き続き、大田区の地域包括ケアに貢献していきたいと考えています。提言の素案を次回の運営協議会で提出できるように準備を進めたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力よろしくお願いたします。

- ・何か質問ありますか。
- ・無ければ本日の議事は終了します。
- ・皆様ご協力いただき感謝いたします。
- ・事務局にお返しします。

喜多課長 ・本日は、活発なご議論ありがとうございました。

- ・今後の会議日程についてご連絡いたします。

今年度の運営協議会は、全3回の開催を予定しております。

次回は令和6年11月5日（火）13：30～を予定しております。

詳細は日程が近くなりましたらご通知申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして、令和6年度第1回地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。